西宮市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則

(平成30年9月18日) (西宮市規則第13号)

(趣旨)

第1条 この規則は、西宮市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例(平成30年西宮市条例第12号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。

(要望等の記録)

- 第2条 条例第4条第1項の規定により記録する事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 要望等を受けた日時、場所及び方法
 - (2) 要望等を受けた職員の所属、役職名及び氏名
 - (3) 要望等を行った者(以下「要望者」という。)の氏名及び住所
 - (4) 要望等の件名及び内容
 - (5) 要望者への対応の内容
 - (6) 要望等が不当要求行為に該当し、又はそのおそれがある場合は、次に掲げる事項 ア 当該要望等が条例第2条第4号アからウまでのいずれに該当し、又はそのおそれが あるか
 - イ 要望者の言動その他当該要望等が不当要求行為に該当するかどうかを判断するために必要な事項
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(要望等の報告等)

- 第3条 条例第4条第1項の規定による記録をした職員(市長の補助機関である職員に限る。)は、当該記録の内容を市長に報告するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、当該要望等が不当要求行為に該当する かどうかを判断するものとする。

(西宮市公正職務審査会)

第4条 西宮市公正職務審査会の庶務は、総務局総務総括室総務課において処理する。 (運用状況の公表)

- 第5条 条例第9条の規定による公表は、次に掲げる事項を告示して行う。
 - (1) 要望等の件数
 - (2) 不当要求行為の件数
 - (3) 内部公益通報の件数
 - (4) その他市長が必要と認める事項

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。